切りを策している。しかし，「同型」のスリーマイル島原発事故につぐ今回の事故を通じて，原発の危険の本質を見抜いた多くの人たちには，見当違いの弁明として冷くあしらわれている。

さらに，「ソ連の原発には格納容器が無い」と，鬼の首を取ったような論評も横行している。しかし，格納容器が炉心溶融に伴う水素爆発に対して有効でないことは，スリーマイル島原発事故の際，たまたま，近くにあるハリスバーグ空港に飛来する航空機の墜落に備えて，格納容器が特別に補強されていたために，水素爆発による破損を免れたという事実が明白に示しているのである。

チエルノブイリ原発事故の発生を知った伊方原発反対八西連絡協議会では，すぐに以下の声明を発表し，ひき続き，3号炉の増設中止と，1，2号炉の運転停止を求めて，四国電力と町に働きかける方策を検討している。

「伊方周辺住民にとって，こんどのチエルノブイリの事故はよそごとではない。

推進側の国や電力では，スリーマイルのとき同様，日本の原発は型がちがうので大丈夫と，また言っているようであるが，問題は，起り得ないはづの炉心溶融で，一たび起るととりかえしのつかない広範囲の大惨事になることがソ連でも証明されたことである。

原発に関しては，事故を教訓にして改良などできないことがこれでわかったと思うが，もうこうなった以上，伊方原発を撤去せぬ限り，八西地方の住民はもちろん，多くの住民の生命と生活が守れないことがよくわかった。

今まで以上に団結して斗いを強めてゆくことを声明する。

伊方原発反対八西連絡協議会

1986年4月30日」

全国各地からも，「まわりの空気が一変して，とても運動がやり易くなり，みんな自信を深めている」との便りが寄せられている。欧米でも，反原発運動が再び高揚する気配を示しているという。いよいよ全世界的に，原子力発電に引導を渡す運動が強化されていくことであろう。

そうした情況は，2号炉を審理する松山地裁の裁判官たちに，さらには，国に押されて「門前払い」も検討していたに違いない，1号炉審理の最高裁の裁判官たちにも，大きな影響を与えることであろう。

この機を逃さず，原告面，弁護団，それに各地の支援者が，知恵と力を出し合って奮斗しよう。 (Q)

会計報告（'86. 3/29 ～ 5/1）

収入	
会　費	13,000
ニュース購読料	49,500
上告理由書代金	5,000
コピー代金	7,760
計	75,260
支出	
ニュース印刷費	25,000
振替手数料	300
郵送料	9,640
ゼロックス	
リース料	14,300
コピー料＋紙代	15,880
計	65,120
差引	10,140
積立金合計	545,464

伊方訴訟ニュース

第153号
1986年5月15日

伊方原発訴訟を支援する会

連絡先：〒530 大阪市北区西天満4－9－15 第1神明ビル
藤田法律事務所 ☎06－363－2112 口座大阪3－48780

チエルノブイリ原発事故

全世界を震撼させつつ 完全溶融する「安全神話」

4月29日，スウェーデンの観測所で，通常の6倍もの異常な放射能が検知された。はじめはスウェーデン国内の原発からの放射能漏れかと騒ぎになったが，やがて，バルト海をへだてたソ連領内から飛来したものと判明。捕集された放射能中に，原発で作られる"死の灰"のヨー素やセシウムの放射能が検出されたことから，ソ連原発での事故発生が疑われた。

駐ソ・スウェーデン大使館がソ連側に確認を求めたところ，ソ連原子力発電平和委員会の高官は，はじめ，「そんな報告は入っていない」と否定した。しかし数時間後に，タス通信はソ連閣僚会議の声明を発表。ウクライナ共和国の首都キエフの北約100キロにあるチエルノブイリ原発で，ソ連原発では初めての事故が発生し，原子炉の1つが損傷して複数の被災者が出た，と。

原発から1000キロ以上も離れた北欧の国々で検知された放射能が，恥ずべき煩かむりを暴露したとの報は，驚きと不安の衝撃を与えつつ世界をかけ回った。事故に関する情報は発表されないままに，事故はスリーマイル島原発事故をしのぐ最悪の災害であることを，国境外で検知された放射能が物語っていた。

スリーマイル島事故では，最も遠方の地点での放射能検知として，北東約400キロでのデータが報告されている。しかしその値は放射雲が通過した約1日間に，平常値の1％程度にすぎなかった。ところが今回は，約4倍も遠く離れた地点で，平常値の6倍もの放射能が観測されたという。事故を起こした原発から到達する放射能の量は，気象条件に大きく支配される。それでも上記の異常値は，チエルノブイリ原発から （4頁右下に続く）

2号炉訴訟第26回公判
1986年6月6日(金)午前10時
松山地裁大法廷

チエルノブイリ原発事故の衝撃が法廷にも及ぶことは必至の情況の中で，住民が相手とタカをくくっていた国側代理人と，前回から国側への傾斜を強めているかに見える裁判官らに対し，世論を背景に，原告住民らの厳しい追求が展開されることであろう。奮って御支援を！

2号炉訴訟
原告準備書面
（昭和61年2月28日提出）
求釈明

一　本件許可処分時において，被告及び本件安全専門審査会（以下審査会と略す）は，地震の発生は何によってもたらされていると判断していたのか。その判断を具体的に示せ。

二　一の判断の根拠となった論文等の証拠を示せ。

三　審査会が，本件審査当時の地震発生の原因についての判断で，その後，適当でなかったと判明したものがあるか。

四　不適当な判断と判明したものがあれば，それを具体的に示して列挙せよ。

五　本件二号炉の耐震設計に採用した設計用基盤加速度は二百ガルとなっているが，同じ加圧水型軽水炉である大飯一号，高浜一号，美浜三号は各二百七十ガル，また美浜一号は三百ガルを設計用基盤加速度としている。この各ガルの数値に誤りはないか確認せよ。

六　右数値に誤りがない場合，被告が本件二号炉の耐震設計について「本件安全審査においては，本件原子炉敷地周辺において将来起きるものと考えるべき地震のなかから，本件原子炉の敷地基盤に最も影響を及ぼすと考えられる地震動に十分な余裕を見込んだ設計地震動を設定し，更にこの設計地震動に対しても工学的・技術的見地からみて十分余裕のある耐震設計を講じ得ることを確認した」（被告準備書面(二)第四，二及び書面(七)P7，停点は原告加筆）と主張しているにもかかわらず，被告が「十分な余裕を見込んだ」上に「更に」「十分余裕のある」ものとして採用した「二百ガル」を，更に二六％～五〇％も上回る加速度が，右列挙した原子炉で採用されているのは，一体どういうわけか，つぶさにその理由を明らかにせよ。

七　原告準備書面（立地条件四）においての求釈明項目の，(11)，(12)，(13)，(14)，(15)，(16)については，被告準備書面十七では，各項目に対応する釈明がないので，再釈明を求める。

八　同右被告書面のP5において，前から二行目～五行目に，「一八七四年から一九二五年のマグニチュード（以下Mと略）については，理科年表の各地震のMの表示の下の( )の中に，右表示から〇．五を差し引いた値が示されており，実際的にはこのMが耐震設計を含む理学・工学分布で妥当と考えられているため，右( )中のMを使用した」（停点は原告）と主張しているが，本件審査当時において「実際的には…妥当と考えられている」との主張の裏づけとなる根拠を論文等を示して具体的に明らかにせよ。

九　また，その根拠がある場合，本件審査で，その根拠となる資料を使用したかどうか，審査資料を挙げて示せ。

十　同右原告準備書面の(17)，(18)，(19)，(20)，(21)の各項目についても，被告は準備書面十七において，これらを一括して「釈明の限りでない」としているが，その理由は理由になっておらず不当である。再釈明せよ。即ち，少くとも，(19)，(20)，(21)については，法律もしくは基準の存在の有無を問うているものであり，法もしくは基準が存在しているかどうかすら答えないのは，法の番人たる国家＝被告らの第一義的責任を放棄或いは否定するものであり，被告の不当かつ不法な姿勢を看過することはできない。ただちに釈明せよ。

十一　また，(17)，(18)においても，原告を含む住民及び国民大多数の不安と反対を無視し，更に本件裁判で審判中であるにもかかわらず，現に今，運転を強行している本件伊方二号炉の，原子炉停止条件の一つである「原子炉の自動停止震度」についてすら，その公表を拒むという被告の姿勢は，まさにその進行が秘密のベールに隠されたまま，国民の知らぬまに創り上げられていく"原子力帝国"の名にふさわしい秘密主義姿勢であり，住民として，国民として，許すわけにはいかない。従って，再釈明を求めると共に，次の釈明を求める。

原子炉の自動停止震度は，原告を含む国民に公表されることのない秘密事項であるのか。

十二　更に，右被告書面の文中で「原子炉が自動停止するための地震加速度をいくらの数値に設定するか等は…本件安全審査の対象ではなく」（P7）と主張しているが，この主張によれば，本件審査では，二号炉原子炉はいくらの地震加速度の時に自動的に原子炉が停止するようになっているか，また，その設定されている停止震度（加速度）は，果して原子炉の健全性を保つ上で，適切な設定であるかどうか，という審査を，全く行っていない，ということであるが，本当に右事項の審査を行なっていないのか再確認せよ。

十三　大崎順彦氏の著書について問うた(22)について，P9の後から四行目に「…思われる」としているが，この見解は，大崎氏本人に確認した上での釈明かどうかを明らかにせよ。もし，本人確認のないものであれば，単なる被告の作り話にすぎず原告の質問に対する釈明にはならないので，本人に確認して再釈明せよ。

十四　原告は乙第三号証の二，P67に出てくる「D層」を第四紀洪積世以降と解釈しているが，被告はどのように判断しているのかを示せ。

十五　本件二号炉と同型の伊方一号炉を含めた，我が国の加圧水型軽水炉では，これまで蒸気発生器細管の腐食・ヒビ割れが多数発生しているが，この細管の腐食・ヒビ割れについてその原因を明示せよ。（注・被告は伝熱管と呼んでいる）

十六　被告において把握している，各原子力発電所（加圧水型軽水炉に限定してもよい）における，右，細管の腐食・ヒビ割れ発生状況について，その総数及び，各原子力発電所の細管総数との比率を，一九八五年末現在で示せ。

十七　右十五で明示された原因について，本件二号炉の熱気発生器細管に対しても，同じ原因のヒビ割れ・腐食が発生することを前提にして審査を行っているのか，いないのか答えよ。

十八　右前提にしていた場合，それでも安全と判断した理由を示せ。その判断の根拠とした資料を審査資料中より示せ。

十九　右十七について，前提にしていなかった場合，現実に腐食・ヒビ割れが，審査前及び審査期間中にも，同型原発に発生しているのに，審査に考慮しなくとも，細管の健全性は保たれるとした判断の根拠を示せ。

二十　その判断の根拠とした資料を審査資料中より示せ。

二十一　被告及び審査会は，右蒸気発生器細管（伝熱管）についてその事故解析の中で「何らかの原因で蒸気発生器伝熱管が破損した場合，一次冷却材が蒸気発生器二次側に流出し，一次冷却系から放射性物質が外部に放

出される可能性がある」（四国電力株式会社伊方発電所の原子炉の設置変更（二号炉増設）に係る安全性について。審査会報告書のⅣ－五－八）として，その事故の想定として「原子炉出力運転中に，蒸気発生器の伝熱管一本が瞬時に完全破断を起こすものとする」（同右の続き）として，同細管を含む蒸気発生器が隔離される三十分以内の間に，一次冷却系の全保有水量の二六％（約三二トン）が流出するとしている（同右）。そしてこの流水量を前提にして重大事故及び仮想事故の災害評価を行っている（同右Ⅳ－六－一から七）。

本件二号炉の右細管総数は六，七六〇本（三，三八〇×二基）である。重大事故及び仮想事故という「現実にはあり得ない＝技術的見地からは起るとは考えられない」（被告準備書面(五)のP9）というような事態においてすら，六，七六〇本のうち一本しか破断しないとした理由は何か。その理由に正当性・科学性があるとする根拠を，審査資料中より示せ。

二十二　右事故で，細管二本が破断すると，保有水量の何％が流出するか明示せよ（審査した，しないと関係なしに答えよ）。

二十三　右事故の前提で，二基の蒸気発生器のうちで，同時に各一基ごとに，一本ずつ細管が破断した場合，原子炉の健全性は，どう保たれるのか明示せよ（審査，未審査無関係に答えよ）。

二十四　右，二十二，二十三について審査していないが，右審査を行なわなくても，本件原子炉の健全性において，右事態が発生しても健全性が損なわれることはないという判断は，何を根拠としているのか。審査資料中より根拠を示して明らかにせよ。

二十五　本件二号炉と同型炉の玄海原子力発電所一号炉では，昨年度五月末までに公表されているものだけでも，すでに細管総数の十二％を越す細管に腐食などの異常が発見されている。また，伊方一号炉においても，過去五年間の五回の定期検査のうち，四回に亘って細管に異常があったことが判明しており，一九八二年には，一回の検査で一四六本もの細管に腐食などの異常が発見され，閉栓処置がとられている。

従って，右現実に発生している事実をもとにすると，本件二号炉においても，定期検査の直前には，少くみても数十本，多ければ数百本もの細管が腐食したままになった状態にある中で，運転が行なわれている事態が生じる可能性は，近い将来において，極めて高いと予測できるのであるが，その時点で，伊方近辺で地震が発生した場合，即ち被告の想定する最大規模で，かつ，直下型地震が発生した場合，腐食した細管が損傷をうけることもなく健全である（と，被告は当然にも考えているはずなので）－とする根拠は，何にもとずくか，その根拠となる資料を審査資料中より示せ。

二十六　本件審査ではやらなくても，他のところ（機関？）でやっているのであれば，いつ，どこで，どのようにやっているのか，それは法的根拠をもったものかどうか，について答えよ。

（1頁から続く）流出した放射能の量が莫大なものであったことを示していた。さらにスウェーデンで捕集された放射能の中から，溶融した高温の燃料からしか蒸発しないセシウムの放射能が検知されたことは，今回の事故のひどさを物語っていた。

まもなく，事故を起こしたチエルノブイリ原発4号炉（1983年頃から運転開始）で火災が発生していることが判明。この型の原子炉では，中性子の減速材の黒鉛（炭素の結晶体）が燃料集合体を取りまいている。黒鉛は3,000℃以上の高温でないと燃えないが，それが火災を起こしているという。

さらに，原子炉とその建家の上部が，ともに爆発によって破壊されていることも確認されるに至った。

こうした事実は，チエルノブイリ4号炉の炉心にあった燃料が溶融し，それに伴って発生した水素が爆発を起こしたこと，そして溶融して高温の燃料から，セシウムなど比較的揮発性の高い"死の灰"が蒸発し，原子炉と建家の破損部から環境に大量流出したとの推測を裏ずけた。原発からの放射雲は南風に集って北欧の国々を襲ったが，もちろん，途中のソ連領内の人たちは，雲からの放射能と，地表に落下した放射能からの放射線で，ひどく被曝したことであろう。

あらゆる点から，チエルノブイリ事故が，スリーマイル島事故をしのぐ破滅的な災害を周辺地域に与えたことは確実であろう。

伊方訴訟の原告住民らは，1号炉訴訟を提起して以来一貫して，巨大な量の放射性毒物を内包したままで運転する原発の存在そのものが，周辺住民の生存権を犯す違憲なものであると主張し続けてきた。

これに対し被告の国側は，そうした主張は「残念ながら，原子力兵器と同視するという誤った観念等に原因した誤解」であるとし，その誤りのゆえんを述べるとして，次のような傲慢な主張を展開していた。

「原子力発電の安全性をめぐる論争において，原子力発電所の内部には広島型原爆の数百発分に相当する放射性物質が存するとの指摘がなされることがある。

確かに，大出力の原子力発電所を1年間運転した場合には，その燃料棒の中に内包される放射性物質は多量なものとなることは事実である。

しかしながら，放射性物質の量の多さのみを採り上げて原子力発電所がいかにも周辺住民に直接危害を及ぼすかのように指摘することが誤りであることはこれまで述べてきたところから多言を要しないところであろう。原子力発電における安全対策を無視して原子力発電の持ついわば「裸」の危険性のみを採り上げる右のような指摘は，少なくとも現代の社会においては受け入れることのできない偏ぱな「思想」といつてよいであろう」と（1号炉訴訟，控訴審における国側準備書面（1），124頁）。

こうした思い上りの姿勢は，スリーマイル島原発事故によって大きくゆらいだが，同事故の見かけの災害が小さかったことを幸に，その基本的な姿勢を崩してこなかった。今回のチエリノブイリ原発事故は，周辺地域での災害については全く隠ぺいされてはいるものの，その"余波"の放射雲の襲来で，欧州全域を"死の灰"の恐怖に落し入れている。すさまじいその事実の前に，上記の国側の，それこそ偏ぱな独善主義は，これまで原発推進に協力してきた人々にさえ，白々しいものと受け取られ，逆に，伊方の住民の10数年来の主張の正しさが，改めて多くの人たちに，実感をこめて認められてきている。

わが国の原発推進勢力は，またぞろ，「炉型が違うから大丈夫」との主張で危機の乗り